

平成29年第12回

島田市教育委員会定例会

平成29年12月26日

平成29年第12回島田市教育委員会定例会日程

日時：平成29年12月26日（火）午後2時00分～
会場：島田市老人福祉センター「なごみの里」

1. 開会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) スポーツ振興課 (6) 図書館課 (7) 文化課
6. 付議事項
 - (1) 平成30年度島田市の教育方針について
 - (2) 諏訪原城跡整備事業計画の事業期間の変更について
7. 協議事項
 - (1) 第2次島田市総合計画について（教育委員会所管分）
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
 - (1) 平成29年11月分の寄附受納について
 - (2) 平成29年11月分の生徒指導について
 - (3) 平成29年度全国学校給食週間について
 - (4) 指定管理者の指定について（社会教育課）
 - (5) 指定管理者の指定について（スポーツ振興課）
 - (6) 指定管理者の指定について（文化課）
10. その他
 - ・会議日程について

次回 平成30年第1回島田市教育委員会定例会
日時 平成30年1月24日（水）午後2時00分～午後4時00分
会場 島田市北部ふれあいセンター（島田市神座）

次々回 平成30年第2回島田市教育委員会定例会
日時 平成30年2月 日（ ）午 時00分～午 時00分
会場
11. 閉会

教 育 部 長 報 告

一般質問（平成29年11月市議会定例会）

3. 4番 大村泰史 議員 （一問一答）

2. 子供の貧困について

現代の子育て環境として全国的には両親共稼ぎ、母親は仕事に加え家事と育児、雇用の不安定化、ひとり親家庭の増加等に伴い、子供に対する虐待や貧困問題が叫ばれている。当市における現状の取り組みについて、以下質問する。

<質問>

(2) 虐待を防ぐために望まない妊娠への支援が必要と聞くが当市での取り組みはあるか。

<答弁>

市では、昨年度、子育て世代包括支援センター「てくてく」を開設し、市民が安心して育児ができるることを目指し、妊娠期から出産、育児期にわたる期間において、切れ目ない支援を行っております。

望まない妊娠も含め、全ての妊婦さんに対し、妊娠中とその後の出産、子育てに関する不安の訴え、生活背景などを十分に傾聴し、虐待予防を含む様々な課題解決に向けた相談支援を行っております。

また、教育委員会では中学生を対象に「赤ちゃんふれあい講座」を実施し、命の大切さや親子の愛着形成の重要性を伝え、若い年代から望まない妊娠を防ぐ活動を行っております。

5. 8番 藤本善男 議員 （一問一答）

1. いじめ問題への対応について

文部科学省の発表によれば、平成28年度の全国のいじめ認知件数は、32万件を超え過去最高となった。

軽微なものもいじめ認知件数として積極的に把握するという方針により、県内においてもその傾向は同様であり、いじめが定義されてから過去最多となっている。

市の総合教育会議では、いじめ問題を取り上げ、これらの問題に積極的にかかわっているが、市内におけるいじめ問題の現状について、以下伺う。

<質問>

(1) 市内におけるいじめの実態について

① 市内小・中学校におけるいじめ件数はどのような状況か。

<答弁>

市教育委員会では、各学校に対し、毎月「いじめにつながると思われる事実」の調査と、その中で「いじめとして認知した件数」の調査を実施しています。

昨年度、小学校では、いじめにつながる事実が244件、その内145件をいじめと認知しました。中学校では、いじめにつながる事実が100件、その内33件をいじめと認知しました。

<質問>

② いじめの現状について、特徴や傾向はあるか。

<答弁>

島田市の小中学校合わせたいじめの傾向としましては、「悪口を言われる」が45%で最も多く、次に軽くぶつかられたり叩かれたりする等の「軽い暴力」が14%となっております。

また、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした島田市の学校生活アンケートでは、おおよそ2人に1人の児童生徒が「何らかのいじめの加害や被害の経験がある」という結果が出ております。

<質問>

(2) いじめ問題に対する市の対応について

① いじめ問題に対する市の対応組織はどのように機能しているか。

<答弁>

各学校において、重大事態と思われる事案が発生した場合、予め作成したフローチャートに従い、速やかに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、調査の主体を学校か市教育委員会かを判断します。

学校で調査をする場合、予め決められた構成員による「いじめ防止対策委員会」で対応します。市教育委員会で調査をする場合、学校教育課で対応します。

調査の結果、重大事態と判断された場合は、市長へ報告します。

市教育委員会は、内容に応じて、「島田市いじめ問題対策専門委員会」を開きます。

また、市長は総合教育会議で情報共有し、必要に応じて、「島田市いじめ問題調査委員会」を開いて再調査を行い、調査結果は、保護者へ報告するとともに、議会へも報告します。

<質問>

② いじめ問題に対応した事例はあるか。また、いじめ根絶に向けた課題は何か。

<答弁>

このような体制が整ってから、重大事態は報告されていません。

市教育委員会では、「いじめ根絶」に向け、これまで豊かな心の育成と組織的な対応を推進してきました。

しかし、いじめはいつでも、どこでも起こるという認識のもと、その根絶に向けては、さらなる組織的な未然防止、早期発見、早期対応に努めなければならないことが課題であると考えております。

2. 田代の郷整備計画について

これまで伊太・田代地区では、地域住民の理解を得ながら、市の発展のため新東名高速道路建設に伴う残土の受け入れをし、田代地区を一体とする開発が行われてきた。

当初予定されていた事業は、幾度となく計画の見直しが行われ、本年になってスポーツ施設の整備事業が行われることとなったが、事業の推進に当たっては、今なおさまざまなお意見が聞かれる。

これまでの経過を踏まえ、田代の郷が今後とも市民や地域の住民にも喜ばれる場となることを願い、以下伺う。

<質問>

(2) 今後整備するスポーツ施設について

- ① 現在の事業の進捗はどのような状況か。

<答弁>

今年度実施している田代の郷整備事業の進捗状況ですが、これまでの議会からの御意見や経過を踏まえ、現在、様々な施設の配置や事業費等詳細な設計案を作成しているところであります。

<質問>

- ② スポーツ施設整備に向けた今後のスケジュールはどうか。

<答弁>

これまで御説明してきたとおり、設計案につきましては常任委員会で途中経過を報告し、御意見をいただくとともに、全員協議会で最終的な設計案を報告させていただく予定です。

工事につきましては、平成30年度、31年度の2か年で実施する計画であり、平成32年4月の供用開始を目指したいと考えております。

10. 18番 八木伸雄 議員 (一問一答)

2. 新入学児童の就学援助対策について

先の市議会定例会で、貧困家庭の児童・生徒の就学援助制度からの漏れによる子供の救済のための調査を来年度予算に計上するということで心から感謝申し上げる。そうした中で、懸念されるのは、初めて小学校に入学する児童の貧困の把握が十分されているかだ。対策を以下伺う。

<質問>

- (1) 市の来年度の第1子の新入学児童数はどのくらいか。

<答弁>

島田市の来年度における第1子の新入学児童数ですが、市内の幼稚園、保育園、認定こども園に聞き取りをしたところ、全体で346人となっています。

<質問>

- (2) 新入学児童のうち貧困家庭の子供の数は把握しているか。今後、どのように掌握に努めるか。

<答弁>

就学援助の支給対象となる子供の数の把握については、これまでには、小中学校入学後に、新入学児童生徒学用品費の支給を行っていたことから、その時点での把握となっていました。

しかし、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部改正の趣旨を踏まえ、平成30年度の入学予定者から、入学の前年度の適切な時期に支給することいたしました。

この前年度支給を実施するに当たり、全ての入学予定者の保護者に対し、就学援助の案内及び申請書を11月初旬に送付し、年内中の申請をお願いしており、援助が必要な子供の数については、来年2月初旬までに把握ができるものと考えております。

また、他の自治体から当市へ転入する児童生徒に対しましても、他の支給項目と同様に、学校を通じて隨時、制度の案内を行い、援助が必要な子供の把握に努めてまいります。

<質問>

(3) 新入学及び在学中の児童・生徒への就学援助の内容はどのようなものか。

<答弁>

就学援助の内容は、新入学児童生徒学用品費のほか、学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費及び医療費です。

<質問>

(4) 就学援助の支給時期はいつか。

<答弁>

就学援助の支給時期は、7月、9月、1月及び3月としております。なお、前年度支給を行う新入学児童生徒学用品費については、近隣市のほとんどが入学前の3月支給とする中、当市においては2月に支給することとしております。

12. 6番 齊藤和人 議員 (一問一答)

1. 島田市総合計画後期基本計画について

市が現在進めている協働のまちづくりとして、幅広い分野の市民が自主的に参加し、市民に関わる問題について行政だけが担うのではなく、市民全体が力を出し合って担っていくよう求めている。平成29年度は後期基本計画の最終年度に当たる。そこで計画の進捗状況及び今後の計画について伺う。

<質問>

(2) 川越遺跡の活用について、整備計画を具体的に伺う。

<答弁>

川越遺跡の整備につきましては、平成28年度に「島田宿大井川川越遺跡整備基本構想」を策定し、史跡整備の3つの柱として「文化財の保存・活用」、「住環境の向上」、「観光の振興」を掲げております。

平成29年度からは、「川越遺跡整備基本計画」の策定作業に着手しており、川会所の建物をかつてあった場所へ移築するための発掘調査等を進めています。

また、川越遺跡の将来について夢や希望を語りながら未来図を描くワークショップを開催し、地域住民のほか高校生から高齢者まで幅広い年代の参加者から、計画づくりのアイディアをいただくなど、市民協働による史跡のまちづくりを進めているところです。

今後は、整備基本計画を平成30年度までに策定し、その後は、周辺地域の活性化や文化的観光資源としての活用を念頭に、整備を進めていきたいと考えております。

13. 5番 河村晴夫 議員 (一問一答)

3. 小・中学校の一般教室への空調設置について

<質問>

平成29年市議会9月定例会終了後から今までの期間に浜松市で全クラスに空調機の設置をしていく決断がされた。第2次総合計画に組み入れていく考えはないか。

<答弁>

近年の温暖化が進む状況を踏まえ、児童・生徒及び教職員の健康面に配慮した、学校施設や設備等の修繕、更新は、重要な課題であると認識しています。

学校環境衛生基準に沿った教育環境を整えるため、第2次島田市総合計画前期基本計画において、空調機設置の検討などを位置付けたいと考えております。

15. 1番 大関衣世 議員 (一問一答)

1. がん教育の推進について

生涯のうち国民の2人に1人がかかると推測されているがんは、市民にとって重要なテーマであり、がんについての知識は市民の健康に関する基礎的な教養として身につけておきたい知識と考える。平成24年に策定された国のがん対策推進基本計画では、「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。」と記されている。その5年目が次年度の平成30年度に当たる。

がん教育とは、がんに関する知識の習得、生活習慣を見直す意識の向上、がん検診を受診する意識の向上、さらにはがん患者への理解を深めることで生まれる他者への思いやりや自分の生き方への問いかけなど、命の大切さについて学ぶカリキュラムである。正しい知識を小・中学生などの早い年代で学ぶことは大変重要であり、また、受講した子供たちから大人たちへの波及は大きな健康促進の効果を生むものと考え、以下伺う。

<質問>

(1) 小・中学校における健康教育の取り組みはどのような内容か。

<答弁>

学校においてがん教育は、健康教育の一環として推進しています。

例えば、小中学校における「薬学講座」で「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」等でがんについて触れたり、体育科の「保健」の学習における「病気の予防」や「生活習慣がもたらす病気」の一つとしてがんを扱ったりしています。

<質問>

(2) がん教育導入による効果及び課題について、どのように考えているか。

<答弁>

がん教育の導入における効果としては、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を得ることはもちろんのこと、自他の健康と命の大切さに気づくことや、他

者を思いやる心の育成などが考えられます。

課題としては、専門的な知識を持った外部講師の確保や、医療機関との連携・協力を推進していくこと等があります。

あわせて、実際に児童生徒や家族に該当患者がいる場合への配慮等も必要となります。

＜質問＞

(3) がん教育の今後の取り組みをどのように考えているか。

＜答弁＞

平成33年度に完全実施される中学校学習指導要領の保健体育科において、新たに「がんについても取り扱うものとする」と記載されていることから、他市の事例も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えます。

2. 小・中学校の障害のある人との交流及び共同学習の推進について

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたユニバーサル2020行動計画の施策の一つに「障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開」と記されている。これは障害のある人との交流及び共同学習を公立の小・中・高等学校で推進するとの目標である。障害のある人との交流及び共同学習とは、基本的に偏見や無知識による「心のバリア」を除く学習で、障害についての基礎的な知識を育み、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションが取れる力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し、共感できる力を培うことである。この学習機会を市内の全ての小・中学校で取り入れていくことは大変重要なことと考え、以下伺う。

＜質問＞

(1) 障害のある人との交流及び共同学習は総合学習のカリキュラムに含まれると思うが、現在行われている総合学習はどのような内容か。

＜答弁＞

総合的な学習の時間は、学年ごとテーマを設定し、福祉教育や異文化理解教育、防災教育、キャリア教育、環境教育等、地域の特性等を考慮し、学習課題を決めています。障がい者に係る学習は、ほとんどの小・中学校で扱っています。

＜質問＞

(2) 障害のある人との交流授業を行っている小・中学校は何校あるか。また、どのような内容か。

＜答弁＞

昨年度、総合的な学習の時間等に、障がい者との交流を行った学校は、小学校で14校、中学校で7校になります。

視覚障害者や肢体不自由者の方から講話をいただいたり、特別支援学校の同年代の子どもたちを学校に招き、交流を通して学ぶ授業を展開したりしています。

そのほかにも、朝の活動や1日の共同学習を通して、特別支援学校に通っている児童・生徒と居住地のある小学校・中学校の児童・生徒が交流会を行っています。

＜質問＞

(3) 障害のある人との交流及び共同学習の導入による効果についてどのように考えてい

るか。

<答弁>

島田市は、インクルーシブ教育の理念である、一人一人の特性に応じた支援に加え、障害のある子どもと共に学ぶ環境を可能な限りつくろうとしています。

児童生徒が障がいについて正しい認識をすることはもちろんのこと、多様性を尊重することや、将来の共生社会をつくるために自分たちができる考えることを考えるなど、思いやりの心を育むことにつながると考えます。

<質問>

(4) 障害のある人との交流及び共同学習の導入の課題はあるか。あればその内容はどのようなことか。

<答弁>

課題としては、講師として招く障がいの方と学校との日程調整等をするコーディネーターの確保があります。

あわせて、送迎や交通費、及び時間数の確保なども課題であります。

<質問>

(5) 障害のある人との交流授業の今後の取り組みはどのように考えているか。

<答弁>

今後も、障がい者や高齢者との交流等を通して、誰にも不得意や得意があることを理解し、互いに助け合うことができる児童・生徒の育成に努めたいと考えます。

16. 16番 森 伸一 議員 (一問一答)

1. 市役所周辺整備計画について

市役所周辺整備計画については平成29年市議会9月定例会でも質問した。以下伺う。

<質問>

(2) 文化振興マスタープラン策定の準備作業はどこまで進んだか。

<答弁>

文化振興マスタープラン策定に向けた準備作業として、来年度から立ち上げる協議組織の構成や役割、検討すべき項目、策定までのスケジュール等について、他市の事例とともに、「文化芸術基本法」の改正趣旨を踏まえた検討を進めています。

これらにつきましては、来年2月に開催予定の文化施設運営協議会において協議を行ってまいります。

2. 新東名島田金谷インターチェンジ周辺開発事業について

平成29年市議会9月定例会の一般質問では複数の議員から、売り上げ目標や運営管理会社、ゾーン別役割、計画の進捗状況などについて質問が行われた。実施計画の策定は今年度末までとの回答であったが、計画内容などについて、以下伺う。

<質問>

(4) 牛尾山地区事業の中で第二海軍技術廠牛尾実験所の歴史的意義の紹介はどのように

考えているか。

<答弁>

だい 2 かいぐんぎじゅつしょううしおじっけんしょあと

第二海軍技術廠牛尾実験所跡遺跡については、平成25年度に発掘調査を実施し、電源室の基礎の一部を切り取り、市有地に保存しております。また、平成26年度に発掘調査報告書を作成しております。

この遺跡は、旧海軍の兵器開発に関わる施設の一つであり、牛尾実験所を含む島田実験所において行われてきた軍事技術の電波研究は、その後、民生技術に転用されております。

こうした歴史的事実を、市民等へ広く周知できるよう、関係部署と協議検討を行っております。

議案に対する質疑（平成29年11月市議会定例会）

議案第106号 指定管理者の指定について（しまだ学習センター）

2. 17番 山本孝夫 議員

○議案第106号について（議案書31ページ、説明書・参考9・10ページ）

＜質問＞

(1) 現在しまだ学習センターで行われている各教室は来年度以降も曜日、時間帯、参加料などそのまま引き継がれるか。

＜答弁＞

現在しまだ学習センターで行われている各教室は、平成30年度においても、曜日、時間帯、参加料をそのまま継承する予定です。

＜質問＞

(2) 地域交流センター歩歩路で行っている民間のカルチャースクールとの関係はあるか。

＜答弁＞

今回の選考で示された提案には、歩歩路にある民間のカルチャースクールの事業を活用する内容はありませんでした。

＜質問＞

(3) 候補者選定委員会のメンバーは誰か。

＜答弁＞

候補者選定委員会のメンバーは、税理士、社会保険労務士等の学識経験者が3人、副市长、市長戦略部長、行政経営部長、施設を所管する部長の私を含め計7人です。

＜質問＞

(4) ビル管理が主と思われる団体がカルチャースクールを運営することになるが、この団体に高い評価をつけた理由は何が。

＜答弁＞

静岡ビル保善株式会社は、建物の総合的なメンテナンスを主要な事業としている企業であります。指定管理者として13年の実績を有しています。現在、静岡県内外で79施設の指定管理を受けており、そのうち県内の3施設が生涯学習施設に該当します。

また、同社に高い評価をつけた理由については、こうした実績に基づいた提案内容に対し、選定委員が「生涯学習分野においても十分な専門性とノウハウを有している」と判断したものです。

＜質問＞

(5) 向こう5年間の指定期間だが、望ましいスクール運営ができなかつたときの対処はどうするか。

<答 弁>

指定管理者が、条例及び協定書に定めた基準を満たしていないと思われる場合は、地方自治法第244条の2第10項により、業務等の報告を求めた上で、実地による調査の実施又は必要な指示を行います。

この結果、指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合には、同条第11項により、指定期間中であっても、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることになります。